

豊明市工事に関する調査等成績評定試行要領

(目的)

第1条 この要領は、豊明市の所掌する工事に関する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって委託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定を行う調査等は、次のとおりとする。ただし、市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

- (1) 1件の設計金額が200万円を超える調査等
- (2) その他市長が必要と認めた調査等

(評定方法等)

第3条 調査等成績評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に定める者をもって充てる。

- (1) 監督員
- (2) 担当係長等
- (3) 検査員

2 評定者は、豊明市契約規則（昭和47年豊明市規則第16号）第45条に基づく検査を完了したときは、別に定める評定基準細目表により評定するものとする。

(評定の提出)

第4条 検査員は、前条第2項に基づき調査等成績評定（様式第1号）を作成し、遅滞なく検査調書に添えて契約担当課へ提出しなければならない。また、検査員は調査等成績評定を遅滞なく行政経営部財政課へ提出するものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。